

- 令和3年3月に、食育推進会議において第4次食育推進基本計画が決定。令和3年度から令和7年度までのおおむね5年間を計画期間とし、当該期間に特に取り組むべき重点事項等を規定。
- 具体的には、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、以下の3つの重点事項を規定。
 - (1)生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、(2)持続可能な食を支える食育の推進、(3)「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

食育基本法（平成17年法律第63号（衆法））

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

食育推進会議（食育基本法第26条）

会長：農林水産大臣
委員：関係する国務大臣
民間有識者

食育推進評価専門委員会

（食育推進会議会長決定）

構成員：食育推進会議の民間有識者等

食育推進基本計画 （食育基本法第16条）

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

<食をめぐる現状・課題>

- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）約464万トン（令和5年度）
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標（SDGs）へのコミットメント

第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年3月31日 食育推進会議決定

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進

1. 重点事項



2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

- 1. 目標の考え方 2. 食育の推進に当たっての目標（16目標・24目標値）

第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）

- 家庭における食育の推進：
 - ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
 - ・在宅時間を活用した食育の推進
- 学校、保育所等における食育の推進：
 - ・栄養教諭の一層の配置促進
 - ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働
- 地域における食育の推進：
 - ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - ・地域における共食の推進
 - ・日本型食生活の実践の推進
 - ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進
- 食育推進運動の展開：
 - ・食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応
- 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：
 - ・農林漁業体験や地産地消の推進
 - ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
 - ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開
- 食文化の継承のための活動への支援等：
 - ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
 - ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進
- 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：
 - ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
 - ・食品表示の理解促進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項